

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月16日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 児玉 望

- 1 競争入札に付す事項：建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業（単価契約）
 - (1) 規格及び数量 契約書（案）及び仕様書による。
なお、単価契約のため契約書（案）に示した数量には変動がある。
 - (2) 作業期間 契約締結の日の翌日から令和7年11月28日まで
 - (3) 作業場所 島根県邑智郡川本町菅ノ谷国有林内 菅ノ谷林道

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の場合がある場合に該当する。
 - (2) 近畿中国森林管理局における令和7・8年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事A、B、C又はD等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、島根県内、又は隣接する山口県、広島県、鳥取県に所在すること。
 - (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国、県、市町村発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 以下に定める届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 3 入札方法
入札書には、見積もった金額（総額）を記載するものとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ただし、入札書には当該機種名称とそれぞれ運転1時間当たりの単価、機械輸送料がわかる単価内訳書を添付すること。

- 4 仕様書、入札説明書等の交付閲覧期間及び場所
 - (1) 期間：令和7年6月16日から令和7年7月8日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9:00から17:00まで（12時から13時までを除く。）。
 - (2) 場所：〒690-0841 島根県松江市向島町134-10

松江地方合同庁舎 6 階
島根森林管理署 総務グループ
TEL 050-3160-6130

5 証明書類の受付期間及び場所

上記 2 に示した競争に参加する者に必要な資格等に関する事項を証明する書類を入札説明書等に基づき作成し、以下により提出すること。

なお、社会保険等加入状況については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出（当該届出の義務がない者を除く。）をしていることが確認できる直近の建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する直近の通知書（総合評定値通知書）の写しを提出すること。

提出された書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。

なお、要求を満たしていない者には、令和 7 年 7 月 8 日までにその旨連絡をする。

(1) 受付期間：令和 7 年 6 月 17 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時から 13 時までを除く。）（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

(2) 受付場所：4（2）に同じ。

6 入札書・開札の場所及び時間

入札書は持参または郵便とし、郵便入札による場合は令和 7 年 7 月 8 日 17 時必着とする。

ただし、郵便入札による場合は「書留郵便（一般書留又は簡易書留）」に限ることとし、再入札を執行する場合は参加できない。

(1) 入札場所：島根森林管理署 会議室

(2) 入札日時：令和 7 年 7 月 9 日 10 時 00 分入札

(3) 開札日時：入札締め切り後直ちに開札

7 入札の無効

(1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 単価内訳書の添付のない入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金：免除

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札の判断は総額で行うこととする。

10 契約書作成の要否：要

11 その他

本公告に記載のない事項は入札説明書等による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」

(http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html)
をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます